

【確定保険料用】

労働保険料算定基礎額総計内訳書
(一人親方・家内労働者)

別紙 枚添付

令和 年度	労働保険 番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号				枝 番 号		
① 継 続 者	①給付基礎日額	②保険料算定基礎額	③特別加入者数		④ (②×③) 保険料算定基礎額						
	25,000 円	9,125,000 円	人		円						
	24,000 円	8,760,000 円	人		円						
	22,000 円	8,030,000 円	人		円						
	20,000 円	7,300,000 円	人		円						
	18,000 円	6,570,000 円	人		円						
	16,000 円	5,840,000 円	人		円						
	14,000 円	5,110,000 円	人		円						
	12,000 円	4,380,000 円	人		円						
	10,000 円	3,650,000 円	人		円						
	9,000 円	3,285,000 円	人		円						
	8,000 円	2,920,000 円	人		円						
	7,000 円	2,555,000 円	人		円						
	6,000 円	2,190,000 円	人		円						
	5,000 円	1,825,000 円	人		円						
	4,000 円	1,460,000 円	人		円						
	3,500 円	1,277,500 円	人		円						
	3,000 円 (家内労働者のみ)	1,095,000 円	人		円						
	2,500 円 (家内労働者のみ)	912,500 円	人		円						
	2,000 円 (家内労働者のみ)	730,000 円	人		円						
⑤小 計		人		円							
⑥別紙様式第2号の計 (特例計算対象者分)		人		円							
⑦保険料算定基礎額総計 (小計) + (別紙様式第2号の計)		人		円							

(注) ①欄には、一人親方の場合は前年度より継続される者、家内労働者の場合は本年度の年度当初より加入している者について給付基礎日額別に集計してください。

【確定保険料用】

(記入例)

労働保険料算定基礎額総計内訳書
(一人親方・家内労働者)

別紙 1枚添付

確定
年度

令和 年度

労働保険 番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号						枝 番 号		
	0 2	1	0 1	4	0	0	0	0	0	0	0	0

①給付基礎日額	②保険料算定基礎額	③特別加入者数	④ (②×③)	
			人数	保険料算定基礎額
25,000 円	9,125,000 円			0 円
24,000 円	8,760,000 円			0
22,000 円	8,030,000 円			0
20,000 円	7,300,000 円	1		7,300,000
18,000 円	6,570,000 円			0
16,000 円	5,840,000 円	2		11,680,000
14,000 円	5,110,000 円	3		15,330,000
12,000 円	4,380,000 円	4		17,520,000
10,000 円	3,650,000 円	12		43,800,000
9,000 円	3,285,000 円	1		3,285,000
8,000 円	2,920,000 円	13		37,960,000
7,000 円	2,555,000 円	19		48,545,000
6,000 円	2,190,000 円	33		72,270,000
5,000 円	1,825,000 円	220		401,500,000
4,000 円	1,460,000 円	61		89,060,000
3,500 円	1,277,500 円	869		1,110,147,500
3,000 円 (家内労働者のみ)	1,095,000 円			
2,500 円 (家内労働者のみ)	912,500 円			
2,000 円 (家内労働者のみ)	730,000 円			
⑤小 計		1238 人		1,858,397,500 円
⑥別紙様式第2号の計 (特例計算対象者分)		40 人		99,767,209 円
⑦保険料算定基礎額総計 (小計) + (別紙様式第2号の計)		1278 人		1,958,164,709 円

ダウンロード様式では自動計算されますが、手書きの場合は手計算が必要です。

基礎日額ごとの人数を記入する

「特例内訳」(資料3)の計の欄から転記する

①
継
続
者

(注) ①欄には、一人親方の場合は前年度より継続される者、家内労働者の場合は本年度の年度当初より加入している者について給付基礎日額別に集計してください。